

平成25年第3回
笠間市議会定例会会議録 第2号

平成25年9月5日 午前10時00分開議

出席議員

議長	24番	小菌江一三君
副議長	9番	藤枝浩君
	1番	畑岡洋二君
	2番	橋本良一君
	3番	小磯節子君
	4番	飯田正憲君
	5番	石田安夫君
	6番	鹿志村清一君
	7番	蛭澤幸一君
	8番	野口圓君
	10番	鈴木裕士君
	11番	鈴木貞夫君
	12番	西山猛君
	13番	石松俊雄君
	14番	海老澤勝君
	15番	萩原瑞子君
	16番	中澤猛君
	18番	横倉きん君
	20番	大関久義君
	21番	市村博之君
	22番	柴沼広君
	23番	石崎勝三君

欠席議員

	17番	上野登君
	19番	町田征久君

出席説明者

市長 山口伸樹君

教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	深 澤 悌 二 君
総 務 部 長	阿久津 英 治 君
市 民 生 活 部 長	小 坂 浩 君
福 祉 部 長	小松崎 栄 一 君
保 健 衛 生 部 長	安 見 和 行 君
産 業 経 済 部 長	神 保 一 徳 君
都 市 建 設 部 長	竹 川 洋 一 君
上 下 水 道 部 長	藤 田 幸 孝 君
市立病院事務局長	打 越 勝 利 君
教 育 次 長	塙 栄 君
消 防 長	小 森 清 君
会 計 管 理 者	高 安 行 男 君
笠 間 支 所 長	飯 村 茂 君
岩 間 支 所 長	海老沢 耕 市 君
監 査 委 員 事 務 局 長	西連寺 洋 人 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	伊勢山 正
議 会 事 務 局 次 長	石 上 節 子
次 長 補 佐	飛 田 信 一
係 長	瀧 本 新 一

議 事 日 程 第 2 号

平成25年9月5日（木曜日）

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第2号 平成24年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成24年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 平成24年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第3 議案第63号 笠間市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について
- 議案第64号 笠間市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について

- 議案第65号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 笠間市農政推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 笠間市子ども・子育て会議条例について
- 議案第70号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第71号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 平成25年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成25年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第2号 平成24年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成24年度笠間市水道事業会計決算認定について
 - 認定第4号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
 - 認定第5号 平成24年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 日程第3 議案第63号 笠間市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について
 - 議案第64号 笠間市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について
 - 議案第65号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第66号 笠間市農政推進協議会設置条例の一部を改正する条例について
 - 議案第67号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
 - 議案第68号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 議案第69号 笠間市子ども・子育て会議条例について
 - 議案第70号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

- 議案第71号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第72号 平成25年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第73号 平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第74号 平成25年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
議案第75号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第76号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第77号 平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算
（第1号）
議案第78号 平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
議案第79号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第80号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（小藺江一三君） 皆さんおはようございます。本市と姉妹都市を結んでおります矢板市が、昨日の竜巻の被害に遭われました。矢板市並びに被害に遭われた方々に対し、謹んでお見舞いを申し上げます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は22名であります。本日の欠席議員は、17番上野 登君、19番町田 征久君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番藤枝 浩君、10番鈴木裕士君を指名いたします。

認定第2号 平成24年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成24年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第4号 平成24年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第5号 平成24年度笠間市立病院事業会計決算認定について

○議長（小藺江一三君） 日程第2、認定第2号 平成24年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてないし認定第5号 平成24年度笠間市立病院事業会計決算認定についてまでの4件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第2号ないし認定第5号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第37条第1項の規定により、この決算特別委員会に付託し、審査いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

さらに、お諮りいたします。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、小磯節子さん、野口 圓君、鈴木貞夫君、西山 猛君、海老澤勝君、萩原瑞子さん、横倉きんさん及び大関久義君の8名を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小藺江一三君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

議案第63号 笠間市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例について

議案第64号 笠間市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例について

議案第65号 笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第66号 笠間市農政推進協議会設置条例の一部を改正する条例について

議案第67号 笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

- 議案第68号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 笠間市子ども・子育て会議条例について
- 議案第70号 平成25年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第71号 平成25年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 平成25年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成25年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成25年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第75号 平成25年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第76号 平成25年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第77号 平成25年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第78号 平成25年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第79号 平成25年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第80号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小藺江一三君） 日程第3、議案第63号 笠間市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例についてないし議案第80号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）までの18件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

質疑の通告順に発言を許可いたします。

初めに、11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

○11番（鈴木貞夫君） 議案第64号 笠間市一般職の職員の給与に関する臨時特例に関する条例と、65号の笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行いたいと思います。

この条文を何回か読んだわけですがけれども、なかなか理解に苦しむところがあります。いろいろな数値が出てきておりますけれども、これがどういうふうな意味なのか、ちょっと理解に苦しむ点もありました。その点も踏まえて質疑したいと思います。

今、日本の経済というのは大分混乱していると思うんですね。景気がよくなったという反面、なかなか働く人の賃金は上がらずそのまま推移している、この10年間下がり続けているというのが実情ではないでしょうか。そういう中であって、限定的とはいえ、一般職員の給与の削減の問題というのは、いかななものかという疑問を感じずにはられません。

この条例案をずっと見ていくと、一応限定的にはなっておりますけれども、果たしてそれで市の財政その他に効果的な役割を果たすのかどうか。それと、笠間市のいわゆる地域

経済への影響というのはどうなのかということを疑問に感じざるを得ないと思っております。

一つには、具体的にこの効果をどういうふうに見ているのか。ただ、国が東日本大震災の復興費として国家公務員の賃金を切り下げることによって賄うということの余波というか、その一環としてこういう条例が出てきたと思いますけれども、それが果たして笠間市の場合どういう影響力を与えてくるか、効果的にどういうふうに見ているのかという点が1点。

それと、実質的にこのパーセンテージだけでは、どのぐらい賃金が下がるのかというのはなかなかわからないんですね。給与表も見てみましたけれども、なかなか理解に苦しむわけですね。したがって、特徴的な、実質的にはこのぐらいの削減になるということを示していただきたい。

それと、3点目には、先ほども述べましたように、笠間市の職員の賃金の問題、収入の問題というのは、この地域経済にとって大きな影響力を持っていると思うんですね。年間相当の額が減額された場合に、笠間市のさまざまな面で、経済、商店等に対する影響がないとは言えないと思うんですよ。

そのような点、いわゆる地方経済、笠間市のそういうところに対する影響というのを何ら勘案したことがあるのか。どのように見ているのか、この3点についてお尋ねいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 鈴木（貞）議員のご質疑にお答え申し上げます。

まず、最初のどのような効果を期待しているのかという点でございますが、国家公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の規定に基づき、平成24年4月から平成26年3月までの間平均7.8%減額されております。この財源を東日本大震災の復興財源に充てることとしております。

このことに伴いまして、平成25年1月24日の閣議決定において、地方公務員の給与についても国家公務員の給与減額措置を踏まえた必要な措置を講ずるよう、各自治体に要請されたところであります。また、この閣議決定により、平成25年度の地方交付税について、国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、地方公務員給与費に係る額を削減する決定がされました。

地方交付税の給与費が削減されたことに伴う財源の減少を勘案した結果、市民サービスへの影響を最小限にとどめるためには、職員の給与を削減し、持続可能な財政基盤を確保しなければならないと考え、臨時特例的な措置として行うものであります。この結果、8,700万円程度の歳出額の削減が見込まれることとなります。

実質的にどのぐらいの減額があるのかということでございますが、今回の減額率を設定するに当たりまして、国の給与と同水準とする、ラスパイレス指数を100とすることにし

ておりまして、それぞれの職務の級に応じ4%、6%、7%の段階的な削減率を設定しております。

基本的な1カ月当たりの職務級ごとの平均削減額でございますが、行政職で見ますと、主事補の1級から係長の3級までが4%減額で1万1,557円、これ月額平均でございます。4級の主査、5級の課長補佐が6%減額で月額2万2,807円、6級の課長と7級の部長が7%減額で2万9,148円になる予定でございます。これは平均額でございます。

地域の経済に対する影響についてということでございますが、今回の給与削減措置については、給与ばかりじゃなくて期末手当とか勤勉手当についても削減の要請がされておりますが、今回は、笠間市としては減額の対象外としまして、減額措置期間も6カ月間と、国から要請された期間よりも短縮するなど、極力職員への負担を軽減することにより、地域経済に対する影響は少ないものと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 今、とりあえず6%についてのあれをいただいたわけですが、2万9,000円、約3万円ぐらいですね。これ6カ月間、10月から来年の3月まで適用されるわけですね。それ以後は級に復するというふうに考えていいと思いますけれども、これだけの減額というのは、年末に向かっている中で大変な額じゃないかと思うんですよ。

国の地方交付税の問題その他を勘案して、既に減額する措置がとられているような中ではなかなか困難な問題はあると思いますけれども、いろいろな地方議会を聞いても、完全に実施しているところはほとんどないと思うんですね。既に否決したところもある、条例を。そういうところもあるし、保留しているところもあるという中で、職員への負担減ということはどういうふうにさらに進めるかということは、私は考慮してもらいたいと思うんですよ。

というのが、一定の給与水準でここに来て働いていて、それで自分の経済設計というか、人生の設計をしている人たちもいるわけで、それが途中でこういうふうに減額された場合の負担というのは、想像以上にあるのではないかと私は見るんですね。殊に55歳以上の人の問題というのも65号のほうにありますけれども、たしか予定よりは少ない額にはされていると聞いておりますが、その辺のことを勘案して、職員が働く上での意欲というのをそがないような対策というか、方策というのを考えられないのかどうか。やはり自分の経済的なことが不安定になれば、職員にも十分耐えられるかどうか、十分そういうのに対応できるかどうかということは疑問になってくるという面もあるわけですね。

それと、地方経済の問題というのは、私は簡単にはわからないと思うんですね。大したことはないんじゃないかという回答でありましたけれども、これは統計的にはなかなかすぐこうなるというふうには出ないと思うんですね。これだけの人が働いて、これだけの減額があれば、少なからずあるんじゃないかと予想するわけですね。

今の日本のこういう経済情勢見ると、賃金の低下が消費行動を抑えているという傾向も

あるので、その辺のことはこれからどういうふうに対処していくかということも含めて、市政運営の上でも何らかの方策というものはあるのかどうか。その辺はどうなのでしょう。その辺だけお聞きしておきます。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） まず、職員の意欲低下につながるかということですが、先ほどの答弁とも重なる部分がございますが、国から要請された内容から見て、私どものほうで熟慮した結果、職員に対する負担軽減というものを図る上で、手当等については対象外にいたしました。減額期間も6カ月と短縮しております。

また、職員の代表である職員組合の役員さん方とも誠意を持って話し合いを進め、合意に至ったわけでございますが、意欲低下への影響は少ないものと考えております。

また、地域経済に対する影響ということでございますが、これについても、期間も限定されておりますので影響は少ないものと考えております。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君の質疑を終わります。

次に、12番西山 猛君の発言を許可いたします。

○12番（西山 猛君） 議案第63号、64号及び65号について質疑をいたします。

三つに分けてみました。市職員に対する周知徹底のための協議内容について、その実務をお伺いいたします。

特例期間の意義について、今、半年とおっしゃいましたが、その説明を求めます。

同条例施行に伴い、県内他市との比較対照をした場合どうなのか、お願いいたします。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 西山議員のご質疑にお答え申し上げます。

市職員に対する周知徹底のための協議内容ということでございますが、職員に対しましては、平成25年2月、5月、6月に開催した三役部課長会議において、給与の減額については実施する方向で検討していく旨の周知をしております。また、平成25年7月12日に、職員の代表である笠間市職員組合に対して給与減額措置の取り組みを依頼しております。

このことに基づき、理解と協力を求めるため7月23日に組合役員への説明会を実施し、その後7月31日に市長が職員組合と団体交渉を行い、誠意を持って話し合いを進め、最終的には8月6日に合意に至っております。

特例期間の意義でございますが、今回の減額措置については、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえた地方公務員への給与減額要請に基づき、今年度限りの臨時的な特例措置として行うものでございます。

特例期間については、当初、国からは平成25年7月からの実施を要請されておりました。しかしながら、笠間市においては、人事院勧告に基づかない職員の給与の削減という前例のない措置の実施や、職員の給与への影響を最小限に抑えるための検討に期間を要したことから、7月実施を見送ってまいりました。今回、職員組合と合意を得ましたので、9月

の本議会に提出し、10月1日から来年3月31日までの期間に限り行うこととしたものでございます。

同条例の施行に伴い、他市との比較対照ということでございますが、今回の特例減額における給料の減額率を定めるに当たっては、ラスパイレス指数、国の職員を100としたものでございますが、同水準である100にすることを根拠といたしました。したがって、減額の対象とするのは、ラスパイレス指数の算定に影響する給料のみといたしました。

これについては、茨城県や水戸市なども同様な対応がとられておりますが、他の市町村では一律で削減率を定めたところや期末勤勉手当も削減の対象としたところもございません。各自治体により、給与減額措置の方法は異なっております。

県内の他市町村の状況ですが、6月議会で可決され既に7月から実施している市町、村はございませんので17団体、うち1団体は8月から実施しております。笠間市同様に10月からの実施に向け9月議会へ提出を予定している市町、笠間市を含め6団体となっております。可決されますと、23市町が給与減額措置に取り組むということになります。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 三役部課長会議が先だったんですか。組合の皆さんとの協議、市長を交えた合意形成というのは、その後でよろしいですか。そのように受けていいですか。

期間については、簡単にいえば復興資金の捻出をするために国と同様に地方も痛みを分け合ってくれというような趣旨でよろしいですか。そのための期間ということでもよろしいですか。もしこの条例を適用しなかった場合のペナルティーはどのようになっていますか。もう一度質問いたします。

「必要な措置を講ずる」という国の方針、地方においては「必要な措置を講ずる」ということですね。必要か必要じゃないかというのは、どの辺の判断なのでしょう。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） まず、ペナルティーがあるのかどうかということでございますが、原則的に国はペナルティーはしないとしております。ですが、既に25年の地方交付税の算定には給与の減額分を含んだもので算定されてございます。7月から市町村が給与削減を行ったということを前提に計算されてございます。

また、先月の8月2日の総務大臣の記者会見の中では、ペナルティーは考えていないが、その自治体として必要な財源があったのか、なかったのか。そして、歳出が適切であったかどうか今後当然考えていきたいというふうな発言がございました。

また、削減した財源のことでございますが、国においては復興財源ということになってございまして、この見合いとして、地方交付税に新たな制度として防災・減災事業、地域の活性化等に資する地域における元気づくり推進費という枠を国が設定してございます。この事業を、今後、今年度でございませけれども、9月の補正予算の中で、笠間市として

はその一部になりますけれども、計上してございます。地域の活性化ということで、道路の維持費とか観光施設の整備とか、小中学校の整備費用、扇風機の増設とか、それから公民館等の改修費用とか、それから緊急防災・減災事業債の起債、起債額も対象とするということで、消防の救急無線共同センター等の整備、こういうものにも充当することができるということでございまして、減額したものすべてということではございませんが、そういうことで新たな制度を国のほうでつくって、それに充当させるということでございます。

それと、三役部課長会が最初でございます。その中で、全体の職員に行き渡るようなことで、そういう検討もこれからしていきますよということを、当然1月24日に閣議決定しておりますので、早い時期の2月の当初の部課長会、全課長が集まりますので、その中でそういう旨の説明をしております。その後、十分に検討した中で7月12日に組合へ私どもの考えを伝え、交渉に入っていたということでございます。

「必要な措置を講ずる」ということを国が言っているということでございますが、具体的には、国の姿勢としてはペナルティーはしないと表向きはしておりますので、そういう中であって、先ほど申し上げましたように、交付税の中できちっとその部分については計算されているというようなことかと思えます。

○12番（西山 猛君） 質疑と答弁が違う。かみ合っていない。

○市長公室長（深澤悌二君） 要するに、それは要請文の中の「必要な措置を講じてほしい」というようなことかと思えます。国に倣って、準じて、各自治体も減額してほしいよというようなことの内容であると理解しております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 公室長の答弁の中の「必要な措置を講ずる」という文言のところを取り上げて再質問したんですけれども、そこちょっともとに戻さないといけないので、質問の都合上結構です。

今、答弁の中に「表向きは」という表現をしているんですが、表向きはペナルティーを課しませんよ。しかし、もろもろの交付税措置の中でプレッシャーをかけていくよという趣旨なんですか。そんな国のおどかしに地方の自治体が屈していて地方分権などということは私はあり得ないと思いますし、自治体とは言わないんじゃないかと思えます。

そういうことを考えましたときに、今、国の考え方としては、とにかく賃金を上げようよと。みんな稼いでくれよと。しかし、消費税も考えなくちゃならないよというような動きだと思うんですね。世の中全体がそんなふうな雰囲気ですが、明確に国が、言い方を換えれば笠間市が優等生になるために、この部分を復興支援に向けるんだというようなことが、今回、もちろん63号から見ていきますと特別職も含めてですが、職員の給与削減ということに結びついたのかなと、こう思うんですね。

むしろ私は逆で、ここは真っ赤かな被災地でございます。これからの復旧、そしてさらなる復興、このチャンスだと思うんですね。その中で職員の資質、モチベーションを高め

るためには、こういう問題を違う角度で、違う形で取り上げるべきじゃないかと思うんです。

例えばシステムの三役部課長会議が先行して一定の方向性がついた、その後に市長を交えて組合の幹部と協議をした。私は、今の時代はスキルアップであり、ボトムアップであると思うんですよ。そういうことを考えたときに、現場の声、現場の意識、こういうものをどう吸い上げるかが大事なこの時期に、この旧態依然のトップダウンに近いような、プレッシャーをかけるようなこういう措置というのは、私はあんまりそぐわないんじゃないかと思うんです。

むしろ思い切って、いいじゃないですか、国のペナルティー。表向きだから、裏のペナルティーがあるんでしょう。公室長が言う裏のペナルティーを受けて立とうじゃありませんか。そして、一丸となって笠間市の復興のために邁進してもらったほうが、私は十分市民のためになろうかと、こう思うんです。

最後の質問です。そう思っているんですが、公室長、あるいは市長、答弁いただければ。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質疑にお答え申し上げます。

国の言いなりになっているんじゃないかということですが、これはあくまでも私どもの判断でございます。実質やらない市町村もございまして、いろいろ熟慮した結果、笠間市として実施するということでございます。

また、トップダウンではないかということですが、三役部課長会議には事実的なもの、こういう国からの要請があるよという内容でございまして、こういう取り組みをしますよということは言うておりません。熟慮した結果、このようにしたいというのが組合に提示した最初でございまして、その後部課長等には内容を知らせているということでございますので、あくまでも部課長等をそこで説得してその後職員のほうに行ったということではございません。その点については、あくまでも職員組合というのは非常に大切な組織でございますので、私どものほうではそういうふうに対応したものと考えております。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号 笠間市特別職の職員等の給与の臨時特例に関する条例についてないし議案第80号 平成25年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、会議規則第37条1項の規定により、お手元に配付いたしました議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は9月17日に開きますので、ご参集ください。

この後、直ちに決算特別委員会を開きますので、委員の方は第2委員会室へお集まり願います。また、決算特別委員会終了後、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の皆さん方は第1委員会室にお集まり願います。

午前10時31分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小 菌 江 一 三

署 名 議 員 藤 枝 浩

署 名 議 員 鈴 木 裕 士